

2010
9月号

498

広報



私たち 私たち
これからも!!



<主な内容>

祝 長寿 いつまでも明るくお元気で！…P2～3
医療福祉費制度(マル福)について………P4～5
国勢調査を実施します……………P7
町税の納め忘れはありませんか？………P8

写真：小・中学生交流事業より

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 10月1日(金)午前10時～正午
10月15日(金)午前10時～午後3時
場 所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午前9時～正午
場 所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 株式会社かわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎ 84-5017

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・第3水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F
☎ 029-823-1123
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故7月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 3件(+1) (21)
死 者 数 0人(±0) (1)
負傷者数 4人(+2) (24)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 6人 転入 7人
おくやみ 8人 転出 22人

◆ 人口・世帯 ◆

平成22年8月1日現在
人 口 10,510人 (-17)
男 5,140人 (-10)
女 5,370人 (-7)
世帯数 3,400世帯 (-5)

◆ TELガイド ◆

役	場	☎ 84-2111	教育委員会	学校教育 G	☎ 84-3322
都 整 備 課	生活環境 G	☎ 84-2361	事 務 局	生涯学習 G	☎ 84-2843 (公民館)
	建 設 G	☎ 84-2921		福 祉 セ ン タ ー	☎ 84-3699
つ つ み 会 館		☎ 86-3740	保 健 セ ン タ ー		☎ 84-4486
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー		☎ 60-4071	防 災 か わ ち (音 声 案 内)		☎ 84-2212
社 会 福 祉 協 議 会		☎ 84-2830	シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー		☎ 84-5455

◆ 休日診療当番医(10月) ◆

	稻敷地区	龍ヶ崎地区
3日	宮本病院 ☎ 029-979-2114	
10日	いなしクリニック ☎ 029-892-3372	
11日	坂本(隆)医院 ☎ 029-892-2232	
17日	鈴木クリニック ☎ 029-892-3640	
24日	古橋医院 ☎ 029-978-3770	
31日	佐倉クリニック ☎ 029-892-7011	

8月25日現在、10月以降の
休日当番医が未定のため10月
分は、10月1日号に11月分と
あわせて掲載いたします。

*休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム	: 24時間お医者さんを探すことができます。
救急医療情報コントロールセンター	☎ 029-241-4199
救急医療情報システム	ホームページ: http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト: http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/

◆ ごみ収集日(10月) ◆

資 源 回 収 日	燃え ない ごみ 収集 日
A地区 12・26	C地区 5・19
B地区 7・21	D地区 14・28
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日
	10月中の予約→11月6日

広報 **かわち**

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>
モバイル版アドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html>

河内町モバイルホームページ
QRコード
※QRコードは読みとれない場合もありますのでご了承ください。



祝 長 寿

いつまでも明るくお元気で！

『敬老の日』長寿を祝う

9月15日は「老人の日」、
9月15日から21日までの
1週間は「老人週間」です。

大好きなおじいさん、おばあさん
に感謝の気持ちを届ける「敬老の日」。

今年は9月20日が敬老の日となりました。
敬老の日は、もともと「としよりの日」という名前で制定されました
が、もつといい呼び方にしようとい
うことで、昭和39年に「敬老の日」と改められました。そして昭和41年に「国民の祝日法」が改正され、
“老人を敬愛し長寿を祝う”として、
国民の祝日となりました。諸説はいろいろあります、いずれの説もお年寄りを大切にする心は、今も昔も変わっていないことを教えてくれます。日々がめまぐるしく動いている現代においては、敬老の日は立ち止まつて思いやりの心を取り戻す日な
のかもしれません。

老人の日、老人週間は、①国民の間に老人の福祉への関心と理解を深める、②老人が自らの生活の向上に努める意欲を促す、という二つの目的のために設けられています。
高齢社会のもとでは、私たち一人ひとりが、これまで以上に家庭、地域社会、職場、学校などいろいろな場面で世代間のかかわりを深め、社会全体のテーマとして、また私たちの身近な問題として高齢になつても安心して暮らせる社会づくりに取り組まなければなりません。

また、今後到来する超高齢社会に向けた、高齢者自らが高齢期のあり方について関心と理解を深めるよう取り組むことも必要です。
町一番の最高齢者は、前原光義さん（早井）で、101歳（明治43年3月30日生）の男性です。女性の最長寿者は、雜賀はなさん（中郷）で100歳です。また、町一番の長寿カップルは秋山武雄さん89歳、秋山米さん97歳（庄布川）ご夫妻です。これからも元気に長生きで！

（年齢は、平成22年度中に迎えられる年齢です。）

河内町の長寿者の状況

今年（平成22年8月1日現在）、町の75歳以上の老年寄りは1,576人（男546人、女1,030人）これは町人口の約14パーセントにある数字です。このうち、90歳以上の長寿者の方は173人（平成22年度中に90歳を迎える方を含む）になります。



写真：昨年の敬老福祉大会より

～敬老福祉大会開催のお知らせ～

- ◆日 時◆ 10月17日（日）午前10時開会
- ◆会 場◆ 河内町立河内中学校体育館
- ◆招 待 者◆ 70歳以上で町内に在住の方（昭和16年3月31日以前に生まれの方）※招待者には後日招待状を送付します。
- ◆大会の内容◆ (1)式典 (2)アトラクション

平成二十二年度 河内町長寿番付表 行事 河内町長



東

西

倉本	前頭3	青野	前頭1	牧山	前頭2	池田つぐ子	前頭2	前頭3	田仲	前頭4	久須見どく	前頭5	長峰	前頭6	高橋	前頭7	駒塚	前頭8	中林	前頭9	小更ますい	前頭10	加藤	ちみ	前頭11	前頭12	鈴木						
サト	(97)	北河原		ミサエ	(99)	たま	(98)	中金江津		光義	(101)	はな	(100)	中郷		正	(98)	西	幸谷	つる	(97)	早井		久須見どく	(97)	淨玄							
				結					前原	(101)	宿				芳雄	(99)	西	羽子騎	秋山	(97)	早井		とく	(97)	早井		とく	(97)	淨玄				
				関脇					横綱		はな				前頭2	秋山	前頭7	鶴間	宮本	前頭3	松本	前頭2	秋山	前頭7	鶴間	前頭1	安岡	祥一	(100)	宿			
				雜賀					前原		(100)				芳雄	(99)	西	正	(98)	羽子騎	青野	前頭3	松本	前頭2	秋山	前頭7	鶴間	前頭1	安岡	祥一	(100)	宿	



※平成22年8月25日現在で、96歳以上の方を掲載しています。

(敬称略)

母子家庭の母子	<ul style="list-style-type: none"> 離婚／死別などにより配偶者のない女性で20歳未満の児童を監護している者およびその児童 両親のいない子 父が障害者である母子 	子が20歳に達した以後の最初の3月31日まで	毎年6月	母・子それぞれの前年の所得が301万6千円未満（扶養者1人のつき38万円加算）および扶養義務者の所得が1,000万円未満 <ul style="list-style-type: none"> 申請月が 1～6月→前々年の所得 7～12月→前年の所得
父子家庭の父子	<ul style="list-style-type: none"> 離婚／死別などにより配偶者のない男性で20歳未満の児童を監護している者およびその児童 母が障害者である父子 	子が20歳に達した以後の最初の3月31日まで	毎年6月	父・子それぞれの前年の所得が301万6千円未満（扶養者1人のつき38万円加算）および扶養義務者の所得が1,000万円未満 <ul style="list-style-type: none"> 申請月が 1～6月→前々年の所得 7～12月→前年の所得

◆マル福制度を受けるには

マル福制度を利用するには申請が必要です。申請に必要なものは以下のとおりです。

- 健康保険証
- 印鑑
- 金融機関の口座番号が分かるもの
- 妊娠婦マル福を申請する場合は、母子健康手帳
- 障害者マル福を申請する場合は、障害の程度が確認できるもの（身体障害者手帳・障害年金証書など）

◆マル福の利用方法

[県内の医療機関]

病院・薬局などの窓口で、医療福祉費受給者証と健康保険証と一緒に提示してください。

[県外の医療機関]

病院・薬局などの窓口で、健康保険証のみを提示してください。（医療福祉費受給者証は使用できません。）

医療費を支払い、領収書を受取り、後日役場町民課又はつつみ会館で払い戻しの申請をしてください。

○申請に必要なもの

- 医療福祉費受給者証
- 印鑑
- 領収書（受診者氏名、医療保険の点数（金額）、診療年月日がわかるもの）
 - ※レシートの場合は、受診者氏名、医療保険の点数（金額）等を医療機関で記入してもらってください。
- 高額療養費、付加給付等がある場合は、支給決定通知書又は支給証明書

※**黄色い受給者証**（町補助事業分）をお持ちの方は、県内・県外とも上記の[県外の医療機関]と同じ手続きとなります。

秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～9月30日(木)

スローガン：せまいみち ゆずるところで ひろがる どうろ

運動の基本 高齢者の交通事故防止

運動の重点

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

●9月30日は、交通事故死ゼロを目指す日●

医療福祉費制度（マル福）

◆問合せ先 ◆ 町民課年金医療福祉係 TEL 84-2111 (内線181)

マル福は、健康保険証を使って医療機関にかかったときの医療費を一部助成する制度です。
外来の場合は、1日600円（医療機関ごと月2回まで）、入院では1日300円（医療機関ごと月3,000円まで）の自己負担があります。保険薬局での調剤は自己負担がありません。
※重度心身障害者のマル福については、自己負担がありません。（入院時の食費・居住費を除く。）
※健康保険が適用されない健康診断・予防接種・薬の容器代・文書料・交通費などは対象になりません。

◆10月から乳幼児（小児）マル福が変わります。

保護者の経済的な負担を軽減し子育てしやすい環境づくりを目的に、乳幼児（小児）マル福の対象が10月1日から小学校3年生までに拡大されます。

新たにマル福受給者となる小学校1～3年生のお子さんがいる方は、申請手続きが必要です。



◆マル福の対象者（10月1日改正）

種類	対象者	期間	更新の時期	所得の制限等 (申請の時期により対象が異なります。)
妊産婦	妊産婦	妊娠届出日（母子健康手帳交付日）の月の初日から出産の翌月末日まで	なし	本人、配偶者それぞれの所得が393万円未満（扶養者1人につき30万円加算）および扶養義務者の所得が1,000万円未満 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付月が 1～6月→前々年の所得 7～12月→前年の所得
小児	小学校3年生までの小児	出生の日から9歳に達した以後の最初の3月31日まで	誕生日の前日の属する月	【県補助事業】 父・母それぞれの所得が393万円未満（扶養者1人につき30万円加算）および扶養義務者の所得が1,000万円未満 <ul style="list-style-type: none"> 誕生日の属する月が 1～6月→前々年の所得 7～12月→前年の所得 【町補助事業】 県補助事業の所得制限を超える方
重度心身障害	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 身体障害者手帳3級の内部障害 療育手帳の判定がⒶ・A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がB 特別児童扶養手当1級支給児童 障害年金1級受給者 	左記の障害の状態でなくなるまで	毎年6月	本人の所得が512万9千円未満（扶養者1人につき38万円加算）および配偶者・扶養義務者の所得が628万円7千円未満（扶養者1人目は24万9千円、2人目以降1人につき21万3千円加算） <ul style="list-style-type: none"> 申請月が 1～6月→前々年の所得 7～12月→前年の所得

くわいしの情報

☆屋外広告物の表示には許可が必要です！

「まちの良好な景観のために、

- まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物(※)」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として町長の許可を受けることが必要です。
- まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは、許可を受けましょう。
- (※)屋外広告物とは、當時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことです。看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどです。

- （※）屋外広告物とは、當時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことです。看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどです。
- （※）屋外広告物には、原則として町長の許可を受けることが必要です。

道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲の区域（高速道路等以外の道路及び鉄道について、商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

(2) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は禁止地域でも表示することができます。

- （2）自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）
- 次の場合は禁止地域でも表示することができます。

（3）広告物の合計面積が 5m^2 以下で、許可基準に適合する場合

（4）広告物の合計面積が 100m^2 以下第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が 15m^2 以下で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合

（5）屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。

（6）自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

（7）（主な規制の例）

（8）（主な規制の例）

（9）（主な規制の例）

（10）（主な規制の例）

（11）（主な規制の例）

（12）（主な規制の例）

（13）（主な規制の例）

（14）（主な規制の例）

（15）（主な規制の例）

（16）（主な規制の例）

（17）（主な規制の例）

（18）（主な規制の例）

（19）（主な規制の例）

（20）（主な規制の例）

（21）（主な規制の例）

（22）（主な規制の例）

（23）（主な規制の例）

（24）（主な規制の例）

（25）（主な規制の例）

（26）（主な規制の例）

（27）（主な規制の例）

（28）（主な規制の例）

（29）（主な規制の例）

（30）（主な規制の例）

（31）（主な規制の例）

（32）（主な規制の例）

（33）（主な規制の例）

（34）（主な規制の例）

（35）（主な規制の例）

（36）（主な規制の例）

（37）（主な規制の例）

（38）（主な規制の例）

（39）（主な規制の例）

（40）（主な規制の例）

（41）（主な規制の例）

（42）（主な規制の例）

（43）（主な規制の例）

（44）（主な規制の例）

（45）（主な規制の例）

（46）（主な規制の例）

（47）（主な規制の例）

（48）（主な規制の例）

（49）（主な規制の例）

（50）（主な規制の例）

（51）（主な規制の例）

（52）（主な規制の例）

（53）（主な規制の例）

（54）（主な規制の例）

（55）（主な規制の例）

（56）（主な規制の例）

（57）（主な規制の例）

（58）（主な規制の例）

（59）（主な規制の例）

（60）（主な規制の例）

（61）（主な規制の例）

（62）（主な規制の例）

（63）（主な規制の例）

（64）（主な規制の例）

（65）（主な規制の例）

（66）（主な規制の例）

（67）（主な規制の例）

（68）（主な規制の例）

（69）（主な規制の例）

（70）（主な規制の例）

（71）（主な規制の例）

（72）（主な規制の例）

（73）（主な規制の例）

（74）（主な規制の例）

（75）（主な規制の例）

（76）（主な規制の例）

（77）（主な規制の例）

（78）（主な規制の例）

（79）（主な規制の例）

（80）（主な規制の例）

（81）（主な規制の例）

（82）（主な規制の例）

（83）（主な規制の例）

（84）（主な規制の例）

（85）（主な規制の例）

（86）（主な規制の例）

（87）（主な規制の例）

（88）（主な規制の例）

（89）（主な規制の例）

（90）（主な規制の例）

（91）（主な規制の例）

（92）（主な規制の例）

（93）（主な規制の例）

（94）（主な規制の例）

（95）（主な規制の例）

（96）（主な規制の例）

（97）（主な規制の例）

（98）（主な規制の例）

（99）（主な規制の例）

（100）（主な規制の例）

（101）（主な規制の例）

（102）（主な規制の例）

（103）（主な規制の例）

（104）（主な規制の例）

（105）（主な規制の例）

（106）（主な規制の例）

（107）（主な規制の例）

（108）（主な規制の例）

（109）（主な規制の例）

（110）（主な規制の例）

（111）（主な規制の例）

（112）（主な規制の例）

（113）（主な規制の例）

（114）（主な規制の例）

（115）（主な規制の例）

（116）（主な規制の例）

（117）（主な規制の例）

（118）（主な規制の例）

（119）（主な規制の例）

（120）（主な規制の例）

（121）（主な規制の例）

（122）（主な規制の例）

（123）（主な規制の例）

（124）（主な規制の例）

（125）（主な規制の例）

（126）（主な規制の例）

（127）（主な規制の例）

（128）（主な規制の例）

（129）（主な規制の例）

（130）（主な規制の例）

（131）（主な規制の例）

（132）（主な規制の例）

（133）（主な規制の例）

（134）（主な規制の例）

（135）（主な規制の例）

（136）（主な規制の例）

（137）（主な規制の例）

（138）（主な規制の例）

（139）（主な規制の例）

（140）（主な規制の例）

（141）（主な規制の例）

（142）（主な規制の例）

（143）（主な規制の例）

（144）（主な規制の例）

（145）（主な規制の例）

（146）（主な規制の例）

（147）（主な規制の例）

（148）（主な規制の例）

（149）（主な規制の例）

（150）（主な規制の例）

（151）（主な規制の例）

まちのできごと

★今後も女性消防団員の更なる活躍に期待しましょう!



(写真上 左から平沢副隊長、平川団長、池田副隊長、吉川分団長)



住んでいる町をきれいに! ～河内町清掃大作戦～

8月1日(日)、町内各地区で「河内町清掃大作戦」が実施されました。

当日は、各地区で早朝から多くの方が参加し、町内のゴミ拾いを行いました。

今回の清掃で、可燃ゴミ700キロ、不燃ゴミ2,530キロ、粗大ごみ100キロのゴミが集められました。

参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。これからも「太陽と水と緑の美しい町づくり」実現のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



全国・関東大会出場!! ～茨城県中学総合体育大会～

7月に行われた県中学総体で、陸上女子200mの部で細谷優美さん（金江津中3年：写真左）が優勝、相撲個人の部で飯田浩之くん（河内中3年：写真右）が第3位となり、関東大会出場を決めました。

8月5日には野高町長に大会の結果と関東大会出場の報告に来庁しました。なかでも飯田くんは8月下旬に行われる全国大会への出場を合わせて決めており大会での活躍が期待されます。



身近な出来事や地元の話題をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)

町税の納め忘れはありませんか? あなたが町税などを滞納してしまうと…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…

もし町税を納めないと、そのまま放置するとどうなるのでしょうか?

納期限が過ぎると、本税以外に督促手数料・延滞金が加算され、

貴重な財産（預貯金・不動産・給与など）が差押えられます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合もあります。

納税は、教育・労働とともに国民の大義務の一つであり、滞納となつていて税を放置しておくことは、納期限内に町税を納付していただいている大部分の納税義務者との公平性を欠くことになります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。本町では、納付できるのに納付しない滞納者に対して滞納処分を行つております。

公平な納税のために:

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発送

納期限経過後20日以内に督促状で未納のお知らせが送付されます。督促状が発送された日から10日を過ぎても納付されないときは滞納処分を受けることになります。

財産調査

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先等に対し、質問・検査を実施します。

差押

財産の差押えを行います。
○不動産を差し押さえられると…
・不動産の登記簿上に「差押」が表示されます。
○預貯金・給与を差し押さえられると…
・差し押さえられた預貯金・給与は滞納している税に充てられます。

換価・充当

差し押さえた財産を現金化し、滞納している税に充当します。
滞納処分は、滞納している税が無くなるまで行います。

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に各納期内に納付することが困難な方については、生活状況などを聞かせていただいた上で、納付計画をすることができます。ただし、虚偽の申出や納付計画を厳守せず、不履行になつた場合は、強制処分の対象となります。

事情がある方は:

茨城租税債権管理機構

県内全市町村で構成する、専門的で効率的な滞納整理を行う一部事務組合。

滞納処分を前提とした財産調査・財産の差押・差押財産の公売等を行います。

延滞金について

地方税法で徴収しなければならないものと定められ、年率14.6%で計算されます。

納期内納付をされた方のためにも延滞金はいただきます。

◆税金の納付などに関する相談の問合せ先 企画財務課収納係 TEL 84-2111 (内線167・168)

H22年度 小中学生ふれあい交流事業開催

児童生徒がスポーツ・レクリエーション等を通して相互交流を深め情報交換や子供同士のふれあいを目的として、今年度は7月16日（小学6年生）、8月4日（中学1年生）の2日間において、それぞれ小学生交流事業・中学生交流事業を実施しました。

★小学生交流事業 7月16日(金) 生板小学校

午前中は体育館で4校児童混合のグループに分かれ、レクリエーション（名刺交換大会・絵かきゲーム等）やニューススポーツで楽しみました。午後は、プールで水中探検隊といったゲームを行い、参加児童たちはそれぞれ交流を深め、ふれあいながら新しい交友関係を築く楽しい時間となりました。



★中学生交流事業 8月4日(水) 白浜少年自然の家・香取神宮

生徒たちはバスで白浜少年自然の家に集まり、両校生徒混合のグループに分かれてカレー作りをしました。悪戦苦闘しながら協力して作ったカレーの味は忘れられない思い出となったことでしょう。

午後からは香取神宮に場所を移し、グループ毎に散策をしました。自由に話し合い行動し、交流を深めました。生徒からは、「新しい友達が出来た」「楽しかった」「夏休みの思い出ができた」等の声が多数聞かれました。



生涯学習のとびら

H22. vol.47

◆問合せ先◆
河内町長竿3689-1
河内町教育委員会事務局生涯学習G
TEL 0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

2010 町民運動会

- ◆日時 平成22年10月10日(日)
午前8時20分～
※予備日 10月11日(月・祝)
- ◆会場 総合グラウンド

各年代の参加種目がありますので、たくさんのみなさまのご参加をお待ちしています！



2009町民運動会から



平成22年“成人祝賀パーティー”から

平成23年 成人式のお知らせ

- ◆日 時 平成23年1月9日(日)
受付 午前9時30分～
式典 午前10時～
- ◆会 場 中央公民館・農村環境改善センター
- ◆対象者 河内町在住者、町内中学校卒業者
(H2.4.2～H3.4.1生まれ)

※仕事や学校等の都合で町外に転出された方で、河内町での成人式に出席を希望する方は、河内町教育委員会事務局生涯学習G (TEL 84-2843) までにお早めにお申し出ください。

レディースゴルフ教室生徒募集!!

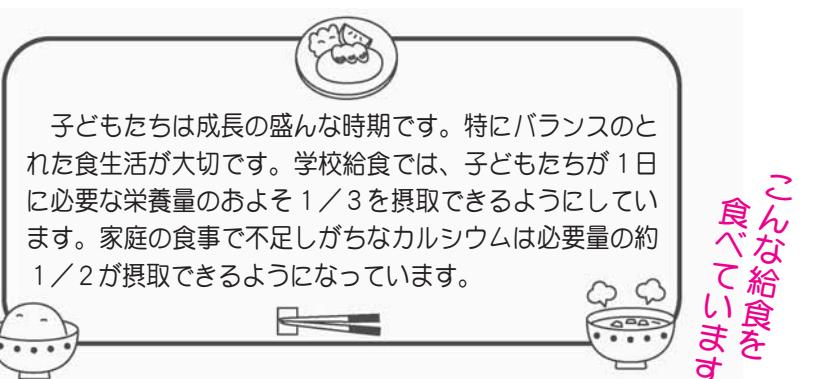
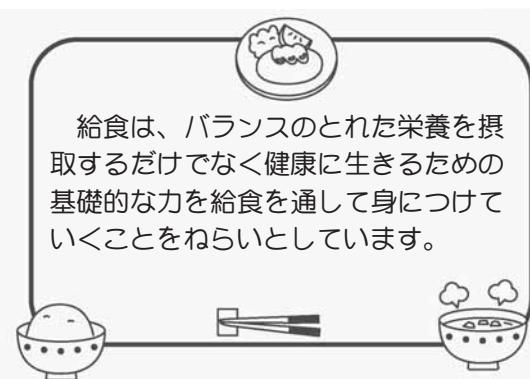
定員 16名
(受講対象者は町内在住または在勤の方)

番号	実施日/会場	時 間	主な内容	講 師
①	10月16日(土) センチュリーゴルフ練習場	9:45～ 10:00～12:00	開講式 スイングレッスン(A班・B班合同)	ニッソーセン 支配人 高橋博史プロ 他3名
②	10月23日(土) センチュリーゴルフ練習場	10:00～11:00 11:00～12:00	スイングレッスン(A班) スイングレッスン(B班)	
③	10月30日(土) センチュリーゴルフ練習場	10:00～11:00 11:00～12:00	スイングレッスン(A班) スイングレッスン(B班)	
④	11月 6日(土) ニッソーセン	9:00～12:00 12:00～13:30	ファミリーナインコース ラウンドレッスン ミニ講座(昼食)	
⑤	11月13日(土) センチュリーゴルフ練習場	10:00～11:00 11:00～12:00	スイングレッスン(A班) スイングレッスン(B班)	
⑥	11月20日(土) センチュリーゴルフ練習場	10:00～11:00 11:00～12:00	スイングレッスン(A班) スイングレッスン(B班)	
⑦	11月27日(土) ニッソーセン	12:45～14:00 14:00～17:30	ミニ講座(昼食) ハーフ/9H ラウンドレッスン(コンペ方式) 閉講式(表彰式)	

- ◆申込方法 教育委員会事務局 生涯学習グループ(中央公民館)まで TEL 84-2843 <電話による申込可>
- ◆申込期間 9月11日(土)～9月25日(土)まで (月曜・祝日休館日)
- ◆施設利用料 ○センチュリーゴルフ練習場 (①②③⑤⑥ 1,000円)
○ニッソーカントリークラブ (④1,500円⑦2,000円／昼食込み) ○その他(保険代500円)
※施設利用料・保険料自己負担 (用具は自分で用意)



河内町の学校給食は、平成19年1月から学校給食業務の民間委託開始となり、(株)幼稚園給食の工場による全面調理業務委託となりました。以前の給食センターの給食では、汁物の提供がありませんでしたが、民間委託になりましたと汁物の提供ができるようになりました。今回は子どもたちが、食べている給食がどんなものか、紹介させていただきます。



主食

ごはん
白米の他にちらし寿司
栗ごはん、サフランライス等…

○ごはん
週4回（月曜日～木曜日）の米飯給食を実施。給食のお米は、「おかずのいらないかわちのお米」（町の補助あり）

月2～3回は、おにぎり、いなり寿司

○パン・麺 週1回、毎週金曜日はパンか麺の日です。

おかず

★4～6品です。煮物、揚げ物、炒め物、和え物などバラエティーに富んだ料理があります。
★旬の野菜や果物も豊富に取り入れ、調理員さんが手作りを心がけて調理しています。
★多彩な食品や調理法を目で見て、匂いや味で体験してもらうことをねらいとしています。

汁物

給食センターの時は汁物がありませんでしたが、民間委託になりましたと汁物の提供ができるようになりました。種類が豊富です。

牛乳

毎日登場します。200mlの成分無調整牛乳です。発育時の児童・生徒の成長に必要な大切なカルシウム源となります。

パン
ドックロール
ハンバーガーパンズ
ナン、蒸しパンなど…



汁物

給食センターの時は汁物がありませんでしたが、民間委託になりましたと汁物の提供ができるようになりました。種類が豊富です。

牛乳

毎日登場します。200mlの成分無調整牛乳です。発育時の児童・生徒の成長に必要な大切なカルシウム源となります。

町民の快適な健康づくりを目指して

保健センターだより

9月9日は「救急の日」です

9月9日が何の日をご存じですか？9月9日は「救急の日」、救急の日を含む1週間は「救急医療週間」です。これを機会に、救急医療に対して理解と認識を深めましょう。

救急車は適正に利用しましょう

全国的に救急出動件数は年々増加しています。救急要請件数の増加は、高齢化が進んだことや、救急車を住民の方が身近なものとしてとらえてもらえるようになったからともいわれています。しかし、最近では安易に救急車を呼ぶ風潮（明らかに軽症である場合の利用やタクシー代わりの利用）もみられているようです。それにより、救急外来に軽症の患者が集中しているため、重症患者の救急搬送の受け入れが断られたり、勤務する医師からも限界の声が出ています。現在の救急医療の崩壊を食い止めるためには、救急医療の適切な利用について皆様のご理解とご協力が必要です。

救急医療のご利用にあたってのお願い

- ◆緊急でなければ、検査や治療が十分にできる通常の診療時間内に受診しましょう。
- ◆休日・夜間で、比較的症状の軽い場合は、地域の休日夜間急患センターや在宅当番医、時間外診療可能な近隣の医療機関を利用しましょう。
- ◆救急車は、緊急性の高い病気やケガなどの時に利用しましょう。
 - 緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車は利用しないでください。
 - ただし、緊急・重症のときは、迷わず救急車を呼びましょう。
- ※医療機関の情報は、下記の情報システムなどを活用ください。また、お子さんが急な病気で心配なときは、「子どもの救急電話相談」にご相談ください。



茨城県救急医療情報システム

病気やケガのとき、お医者さんを探すことができます。

※歯科の案内は行っていません

- 電話で探す（24時間対応）
TEL 029-241-4199（オペレータによるご案内）
- インターネットで探す <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
- 携帯サイトで探す <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

茨城子ども救急電話相談

- 毎日の夜間 18:30～23:30
休日の昼間 9:00～17:00
※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
●プッシュ回線・携帯電話からは
短縮ダイヤル【シャープ#8000】
●すべての電話から TEL 029-254-9900

★ご存じですか？河内町難病患者支援費支給制度★

これは、難病患者の皆さんとの保護者の苦労に報いるとともに、難病の皆さんに対する社会的理解を深め、福祉の増進を図ることを目的に行われるものです。

- ◎受給資格：河内町に在住し、茨城県から発行された「一般特定疾患医療受給者証」または「小児慢性特定疾患医療券」をお持ちの方（その保護者の方）
- ◎申請方法：一般特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療券、印鑑、預金通帳等振込み先の分かるもの持参のうえ、保健センターで申請してください。
- ◎支援費：月額 3,000円 ※申請のあった日の属する月から支給の対象となります。

★すでに申請されている方は、一般特定疾患医療受給者証や小児慢性特定疾患医療券が更新された際に、再度申請してください。申請が無い場合には、受給資格はなくなります。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

子育て支援センターだより

ふれあい広場カレンダー

10月のふれあい広場の主な予定です。下記の日程で行っていますので、ぜひお誘いあって参加してください。



さわやかな秋風が心地よい季節となりました。昨年好評だった土手での遊びを今年も計画しました。親子で自然の中で触れあって楽しいひとときを過ごしましょう。かわち・かなえつ双方のこども園合同で行います。是非誘い合って参加してください。また今月は、こども園にて運動会が行われます。かわちこども園は9日、かなえつこども園は2日です。未就園児のお友達の種目があります。詳しくは、お便りにてお知らせしますので土手で遊ぼう・運動会、共に予約をしてください。

10月 かわち認定こども園子育て支援センター(かんがるーむ) TEL 84-2657

月	火	水	木	金	土・日
				1 歌・リズム遊び	2・3
4 運動遊びをしよう	5 つくって遊ぼう	6 お読み聞かせ (紙芝居)	7 お外で遊ぼう	8 歌・リズム遊び	9(土) 運動会
11 体育の日	12 つくって遊ぼう	13 お読み聞かせ (絵本)	14 お外で遊ぼう	15 歌・リズム遊び	16・17
18 運動遊びをしよう	19 つくって遊ぼう	20 お読み聞かせ (ミニミニシアター)	21 お外で遊ぼう	22 歌・リズム遊び	23・24
25 運動遊びをしよう	26 つくって遊ぼう	27 土手で遊ぼう (2園合同)	28 保健師さんの 話を聞こう	29 歌・リズム遊び	30・31

主な内容…5・12・19・26日(火) つくって遊ぼう

(お子さんと一緒に簡単な製作をして作り、使って遊ぼう。参加年齢を考えて行います。)

1・8・15・22・29日(金) 歌・リズム遊び (簡単な歌・手遊び・お遊戯など一緒に楽しもう。)

10月 かなえつ認定こども園子育て支援センター(ふれあいらんど) TEL 86-2616

月	火	水	木	金	土・日
				1 運動遊びをしよう	2(土) 運動会
4 お読み聞かせ (ミニミニシアター)	5 親子ふれあい遊び	6 お外で遊ぼう	7 どんぐりマラカスを作つて遊ぼう	8 運動遊びをしよう	9・10
11 体育の日	12 親子ふれあい遊び	13 お外で遊ぼう	14 散歩に行こう	15 運動遊びをしよう	16・17
18 お読み聞かせ (絵本)	19 いっしょに話しあわせ (身体測定)	20 お外で遊ぼう	21 お休み	22 運動遊びをしよう	23・24
25 お読み聞かせ (紙芝居)	26 いっしょに遊ぼう	27 土手で遊ぼう (2園合同)	28 歌・リズム遊び	29 運動遊びをしよう	30・31

主な内容…21日(水) 遠足 (4・5歳児) の為、ふれあい広場の活動はお休みします。

支援センターは、開放していますので遊びにきてください。

7日(木) どんぐりマラカスを作つて遊ぼう(空き容器にどんぐりを入れて音の出るおもちゃを作つて遊ぼう。)

14日(木) 散歩に行こう (少しだけお外に出てみよう。ベビーカーに乗つての参加もOKです。)



水遊びのようす

- 今月は、28日(木)に保健師さんがかわちこども園のほうに来てくれます。身体測定も予定しています。一緒にお話ししましょう。

- 今月は、双方の支援センターのお友達と一緒につつみ会館に集合して、前の土手にて芝滑りをしたり遊具で遊んだりして楽しめたいと思います。

- 戸外での活動も予定していますが、年齢に合わせて室内にて過ごしていただいたりして、無理なく進めて行きたいと思います。まだ小さいので無理とは考えずに遊びにいらしてください。

- 運動会のお誘いは、各こども園にて受け付けます。お問い合わせください。

- ご近所やお知り合いの方など家庭で子育て中の方がおりましたら、是非誘い合つて気軽に遊びに来て下さい。

時間は、午前10時～午前11時の予定です。出来れば予約の電話を入れてください。

支援センターは変わらず、午前9時～午後4時で開放しています。気軽にいらしてください。



認知症を正しく知ろう

悪質商法などの被害にあつた高齢者が増えています

「このままにしておくと危険ですよ」「健康にいいから」などといつて、高額な住宅リフォームを契約させたり、寝具や浄水器を売りつけたりする悪質商法や、電話やはがきで金銭の振込みを要求する「振り込め詐欺」などの被害にあつた高齢者が増えていました。特に、一人暮らしで周囲に相談できる人がいない人、認知症で判断力が十分でない人がターゲットにされるケースが多くなっています。また、介護保険などのサービスを利用する際の契約や、不動産の処分、遺産分割をする際に、人が十分に意思表示できながために利益を被ついている例も少なくありません。地域には認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、悪質商法などの被害にあつた高齢者などとして「成年後見制度」が設立され、守るために、ぜひ利用を検討してみましょう。

※消費者トラブルや対策方法などは国民生活センター(ホームページ: www.kokusen.go.jp)や「消費者ホットライン」(0570-1370-0641)へ

短歌

かわち短歌会

ボタン押すわれに応えて夏の夜につめたい茶缶落す自販機	鶴箋を眺める高さに城の月	朝顔に水やる日々の続きけり	盆の家父似母似の顔揃う	茄子の馬つかれて横になりにけり	火の国となりしが如き極暑かな
さびしいと見上げる空にひとつだけ忘れられてる八月の雲	吉田 四郎	終戦日若き遺影は老いもせで	津根としお	川口 ふく	田沼 和子
通院の都度恋しくて在りし日の母の病室覗き込みたり	寺田 節子	大野けい子	大野志げ子	大野志げ子	火を消して涼しくなりぬ窓の月
はやぶさよ痛む体をふるさとへ任務はたして燃え尽きるとは	吉田 四郎	一村を丸ごと洗ふ夕立かな	大野志げ子	茄子トマト色も自慢の盆の棚	盆迎ふ古希の人生道半ば
隣田に祖母様今年もテープ張る紅々白々南風吹き	町田 マサ子	遠藤 正雄	鴻野 たけ	橋爪 かん	お盆には帰郷するとの子の便り
平和はよしされどこれ迄の経緯を忘れてならじと八月がくる	青木 清一	康夫	大野志げ子	杉原 利代	茄子トマト色も自慢の盆の棚
青木 青野 石山 庄司 登千子	石山 候江 庄司 登千子	町田 マサ子	大野志げ子	大野志げ子	お盆には帰郷するとの子の便り
青木 清一	石山 候江	康夫	大野志げ子	大野志げ子	お盆には帰郷するとの子の便り

俳句

かわち俳句会

町長の動静

~8月の主な行事~

- 2日 稲敷広域・龍ヶ崎地方衛生組合合同視察研修(4日まで)
5日 庁議、県建設技術公社常務理事来庁、町結婚相談所所長来庁、全国・関東中学校体育大会出場選手来庁
9日 新利根川沿岸地区基幹水利施設管理強化推進委員会総会・促進協議会総会

8月22日(日)、日頃から交流を深めている北茨城市的市民夏まつりに、町特産物のPRをかね参加してまいりました。JR磯原駅周辺を会場に8万人を超える来場者が訪れ、「おかげのいらないかわちお米」をはじめ、「れんこん」、「いちじく」など大変好評を頂きました。



→開会セレモニーで来賓あいさつする野高町長 ←河内町のブースで販売をしている野高町長

みんなのまど

9月 September

全国一斉成年後見相談会

本年も成年後見制度の有効な利用を促進するため、敬老の日がある9月に司法書士による全国一斉の成年後見等の無料相談会を開催します。

- ◆日時 平成22年9月11日(土)午前10時から午後3時
◆内容 成年後見・遺言・相続等
◆場所 土浦会場 県南生涯学習センター小講座室Ⅱ
土浦市大和町9番1号 ウララビル5階
取手会場 取手市立福祉会館2F B1・B2
取手市東1-1-5
◆方法 面談による相談(要予約)
◆予約および問合せ先

(社)成年後見センター・リーガルサポート茨城支部
TEL029-302-3166

茨城司法書士会 TEL029-225-0111
※会場や時間の都合により、相談に応じられる件数に限りがありますので、前日までにご予約ください。

優良運転者を表彰します

(財)龍ヶ崎地区交通安全協会と竜ヶ崎警察署は、平成22年度の龍ヶ崎地区優良運転者を表彰いたしますので、次の条件に該当する方はお申込みください。

- ◆条件
・龍ヶ崎地区交通安全協会の会員であること。(河内町在住の方)
・自動車運転免許証を取得して10年以上の運転経験がある方
・5年以上無事故無違反であること。
・今までにこの表彰を受けていないこと。
◆申込先 龍ヶ崎地区交通安全協会窓口
◆持参品 運転免許証、印鑑
◆申込期限 平成22年9月30日(木)まで
◆その他 表彰人員等の関係で申請された方全員が該当するとは限りませんので、ご了承ください。
また、既に受賞されている方や詳細につきまして

- 10日 民生委員推薦会
19日 稲敷地方航空騒音公害対策協議会
20日 県農業改良普及事業推進協議会役員会、市町村長自治研究会
22日 北茨城市民夏まつり
23日 水戸保護観察所統括保護観察官ほか3名来庁
24日 県後期高齢者医療広域連合事務局長来庁、稲敷広域消防本部消防長来庁、敬老福祉大会実行委員会
25日 全国キャラバン隊県内リレーメッセージ伝達式
26日 県戦没者追悼式、自衛隊協力会総会
27日 県後期高齢者医療広域連合定例会

は、問合せ先までご連絡ください。

- ◆問合せ先
龍ヶ崎地区交通安全協会事務局
龍ヶ崎市2505-2 竜ヶ崎警察署内 TEL62-6235

障害者就職面接会

- ◆日時 平成22年10月8日(金)午後1時～3時30分(受付開始 午後12時30分から)
◆場所 ホテルマロウド筑波(土浦市城北町2-24)
◆主催 茨城労働局、ハローワーク土浦・常総・石岡・龍ヶ崎、茨城県
◆その他 参加を希望する事業主・障害者の方は、ハローワーク龍ヶ崎までご連絡ください。
◆申込みおよび問合せ先
ハローワーク龍ヶ崎 TEL60-2727 FAX65-3060

公開講座「リウマチ教室」開催

- ◆日時 平成22年10月3日(日)午後1時～4時30分
◆場所 取手市福祉交流センター(多目的ホール)
◆講演
(1) 成島 勝彦先生『リウマチの最新治療』
(2) 鈴木 義光先生『リウマチ患者の足と靴について』
◆療養相談
成島勝彦先生・金沢輝久先生・鈴木義光先生
◆参加費用
無料(参加の事前申し込みや予約など不要)
※リウマチ患者、患者ご家族、リウマチに関心のある方などお気軽にご参加ください。
◆主催 社団法人 日本リウマチ友の会茨城支部
◆後援 取手市および取手市社会福祉協議会
◆問合せ先 大井川 ヨシ子 TEL029-273-4895

さんフェア茨城2010 ～第20回全国産業教育フェア茨城大会～

- 全国の専門高校などの生徒による学習成果発表の祭典である全国産業教育フェアが、つくば国際会議場をメイン会場として開催されます。
◆日時 10月16日(土)、17日(日)午前9時～午後4時
◆場所 つくば国際会議場(つくば市竹園2-20-3)、つくばカピオ(つくば市竹園1-10-1)、

県立並木高等学校・並木中等教育学校(つくば市並木4-5-1)、つくば山水亭(つくば市小野崎254)、筑波研究学園専門学校(土浦市上高津1601)、日立工業専修学校(日立市西成沢町2-17-1)、県立水戸工業高等学校(水戸市元吉田町1101)、県立土浦工業高等学校(土浦市真鍋6-11-20)

- ◆問合せ先
茨城県高校教育課 全国産業教育フェア担当
TEL029-301-5390 FAX029-301-5269
HP <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/sanfair/>

全国一斉司法書士法律相談

- ◆日時 平成22年10月2日(土)午前10時～午後3時
◆場所 龍ヶ崎市市街地活力センター(まいん)コミュニティルーム
龍ヶ崎市上町4264-1 TEL64-9005
◆内容 借金、土地・建物、相続、裁判、会社等に関するご相談およびこれに関連する登記相談(事前予約は致しません。当日各会場で受付します。)
◆相談および問合せ先
茨城司法書士会 水戸市五軒町1丁目3番16号
TEL029-225-0111 TEL029-302-3166
※相談は無料です。当日お仕事の都合により、会場においてになれない方のために、電話相談も行います。

9月の納税

- 豊田新利根土地改良(2期)
後期高齢者医療保険料(3期)
徴収日は
9月30日
です
※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

- ◆申込方法
①電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 掲載月、5. 掲載ページ、6. 「〇〇〇〇」が写っている写真、と明記してメールしてください。※画像サイズは約1MBから3MB程度です。
②電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。(CD-R、MOなど)
◆問合せ先
秘書広聴課 TEL84-2111(内線103)

霞ヶ浦流域の生活排水処理実態調査の実施について

- 茨城県では、平成22年9月上旬から平成22年10月中旬まで霞ヶ浦流域の15市町村において生活排水の処理の実態調査を行う予定です。
この期間中に調査員が各世帯を訪問し、浄化槽等の設置状況を確認させていただく場合がございますので、何卒御協力をお願いいたします。
※この調査に従事する調査員は、身分証明書を携帯しております。
◆問合せ先 茨城県環境対策課水環境室水質保全担当 TEL029-301-2966